

地球環境は祖先から譲り受けたものではなく、われわれの子孫から借り受けたものである。

家庭ごみの分け方、出し方

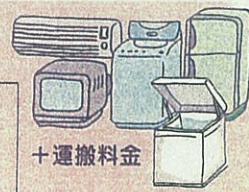
ごみ袋は無色透明・白色半透明の袋で出して下さい。

広戸・新野 (新野山形・西下・奥津川除く)	種別	出せるもの	具体例	守ってもらうこと
毎月・木曜日	可燃ごみ	台所ごみ 紙くず 布くず 木くず ぬいぐるみ		<ol style="list-style-type: none"> 生ごみは必ず水切りをして下さい。 透明又は半透明の袋に片手で持てる大きさ、重さ(10kg以下)にして入れ、袋の口をしっかりと結んで出して下さい。 ペットショップで販売している犬猫用の砂については燃える砂(可燃用)を使用して下さい。 布団は1枚づつ束ねて十文字に結んで出して下さい。 インシュリン投与の注射針など危険なものは医療機関に返して下さい。
第3水曜日	資源ごみ	アルミ缶 スチール缶 缶詰の缶		<ol style="list-style-type: none"> 必ず分別して品目別にコンテナに入れて出して下さい。 缶の大きさは4リットル未満です。 スプレー缶は小型不燃ごみとして扱います。 缶の内容物は取り除き、汚れは洗って下さい。
第1水曜日		ビン類		<ol style="list-style-type: none"> 必ず分別して品目別にコンテナに入れて出して下さい。 ビンはふたを取って色分けして下さい。透明・茶色・その他3種に分別。 販売店で引き取っていただくよう心掛けて下さい。 ビンの上口についているプラスチック部分を取り除いて下さい。取り除けないものは小型不燃ごみへ。
第2月曜日		紙バック その他の紙 バック(菓子包装) 新聞 段ボール紙 雑誌・広告		<ol style="list-style-type: none"> 紙バックは、内側にフィルムの張っていないもので開いて洗って乾燥して束ねて下さい。 段ボール紙・新聞紙・雑誌・広告は片手でさげられる大きさ、重さ(10kg以下)に束ねて十文字に結んで下さい。
第2木曜日		透明のペットボトル 白色発泡スチロール 白色トレー		<ol style="list-style-type: none"> 透明ペットボトルは、ふた、ラベルを取り、洗って出して下さい。 白色発泡スチロール・白色トレーについてはよく洗って、乾かして下さい。大きなものは、必ず一辺が30cm以内になるように壊して下さい。発泡スチロールにひもがついている場合は取り除いて下さい。透明又は半透明の袋に入れ、口をくくって下さい。
毎週木曜日		プラスチック製 容器包装		<ol style="list-style-type: none"> ステーションにおいてあるプラスチック専用ネット袋に入れて下さい。 洗剤・シャンプーなどのボトル類は、キャップを外し、中をよく洗って出して下さい。 マヨネーズ・ケチャップなどのチューブ類は中身を使い切り、必ず半分に切り、よくふき取り、洗って出して下さい。 レジ袋などの大きい袋物は、軽く結んで出して下さい。 大きいバック類は、必ず一辺が30cm以内になるように切断等して下さい。
第3水曜日	小型不燃ごみ	1. 金属類		<ol style="list-style-type: none"> 刃物等危険な品目はよく見えるようにして出して下さい。 粉ミルクの缶については2種類があります。 ①缶の上蓋を取った際、すりきり棒がプラスチック製の蓋にあり、手で取り除きができない缶については小型不燃(金属類)ごみへ。 ②缶の上蓋を取った際、上部に何もほどこしていない(プラスチック製のものが無い)場合はスチール缶として分別。 ペットショップで、販売している犬猫用の餌の入った缶詰については使用後必ず缶の中をよく水洗いしてスチール缶として分別して下さい。 家電類のコードは50cmに切って束ねて下さい。
第2木曜日		2. プラスチック類 ゴム類 革類 ビニール製品		
第1水曜日		3. 唐津類 ガラス類 白熱電球		
	有害なごみ	蛍光灯 ボタン電池 その他水銀を含むもの		<ol style="list-style-type: none"> それぞれ分別して出して下さい。[①短い蛍光灯、②長い蛍光灯、③丸い蛍光灯・水銀灯、④体温計、⑤壊れた蛍光灯及び水銀灯] (5分別)で別々にコンテナへ入れて下さい。 電池類と、蛍光灯は、別々のコンテナに入れて出して下さい。蛍光灯にビニール被覆をした製品は、扱いませんので被覆を除去して下さい。※白熱灯、グロー球、唐津類は、小型不燃ごみへお願いします。
	粗大ごみ	家電類 農機具 厨房用品 家具 ガラス類 その他比較的大きな金属製品		<p>会社やお店等からでる事業系のごみは、家庭ごみ収集所には出せません。 (法律や条例により、事業系廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられています)</p>

家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法

- エアコン 3,500円+消費税
 - テレビ 2,700円+
 - 冷蔵庫 4,600円+
 - 洗濯機 2,400円+
 - 冷凍庫 4,600円+
- 使わなくなったこれら5品目は、過去に購入した小売店に引き渡して下さい。買い換える場合は購入する小売店へ引き取りをお願いして下さい。



収集も持ち込みもできないごみ

- アスファルト・医療廃棄物・エンジンオイル
 - ガスボンベ・火薬類・コンクリート
 - 産業廃棄物・毒物容器・灰
 - 農薬などの薬品類
- 専門の業者に依頼して下さい。



環境保全と資源の節約は

- みなさん1人ひとりの分別から始まります。
- ごみの少量化に努めましょう。
 - 買い換えて、不用なものは、販売店に引き取ってもらいましょう。
 - ごみの焼却はさげ、収集日に出しましょう。
 - 資源保護、節約のため分別収集に努めましょう。
 - 再生可能な品物は、リサイクルしましょう。

休業のお知らせ

毎週土・日曜日、及び祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)は、収集業務を休みます。次の収集日に出して下さい。

利用していただきたい他の回収
①各種団体の廃品回収
②生ごみの堆肥化利用
③購入店での引き取り
(ビールビン、一升ビン、牛乳バック、ジュースのビン、食品トレー、電化製品等)